

函 福 監
令和6年(2024年)2月22日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力の停止について

(保健福祉部指導監査課)

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力の停止について

特定非営利活動法人 ふれあい が設置している「多機能型障がい者福祉サービスふれあい」について、本市は、令和5年9月27日に実施した監査の結果、次のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第4号および第5号に該当する事実が認められたため、令和6年2月22日付で、指定の一部効力を停止することとした。

1 指定の一部効力停止となる事業者等

- (1) 事業者名 特定非営利活動法人ふれあい
- (2) 代表者名 理事長 吉田 真夕
- (3) 事業所名 多機能型障がい者福祉サービスふれあい
- (4) 事業所所在地 函館市堀川町21番4号
- (5) サービス種別 多機能型（生活介護，就労継続支援B型）
- (6) 指定年月日 平成22年3月26日

2 指定の一部効力停止期間

令和6年3月1日から8月31日までの6月間

3 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止6月）の理由および根拠法令

個別支援計画を適正に作成等しないままサービスを提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用しないで給付費を請求した。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第4号および第5号）

4 指定の一部効力停止に至る経緯

令和5年 9月27日	監査の実施
令和6年 1月19日	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止6月）の処分にあたり，行政手続法第13条の規定に基づき聴聞を実施
2月22日	処分通知
3月 1日 ～ 8月31日	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止6月）